



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県例規集登載事項)

○ 訓令

*1 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令(総務学事課)

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般

各地方機関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年1月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程(昭和42年和歌山県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「求めようとするとき」を「求めようとする者」に改め、「押印しようとする文書」の次に「(以下「押印申出文書」という。)」を加え、「提出するものとする」を「提出し、押印に係る審査(以下「押印審査」という。)を受けるものとする」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 知事印等事務取扱者は、押印審査に当たっては、押印申出文書と原議書とを照合し、相違がないことを確認するものとする。この場合において、許認可、証明及び契約に係る文書の押印審査については、特に精査して行うものとする。

4 知事印等事務取扱者は、押印審査の結果、適当と認めたときは、原議書の押印審査欄に押印するものとする。

第8条に次の1項を加える。

5 押印審査の終了後、押印申出文書には明瞭かつ正確に知事印等を押印し、原議書には当該知事印等押印済みの表示をするものとする。

附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。